

1. 件名

三菱原子燃料株式会社による加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談（7-1）

2. 日時

令和3年3月11日（木） 13時20分～14時40分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、有田専門職、田邊専門職、上原技術参与、吉村技術参与

三菱原子燃料株式会社

富永執行役員、他15名

三菱重工業株式会社 1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

6. 配布資料

資料1：新規制基準に係る設計及び工事の計画の認可申請（7次申請）

資料2：臨界評価（領域間評価）についての評価方針と設工認上の記載に関する整理

資料3：7次設工認申請における新規案件の抽出

資料4：事業許可に基づく設工認申請の整理表

資料5：7次申請 建物 先行申請との比較

資料6：7次申請 申請書 設備・機器と建物・構築物が混在する場合における設備側と建物側の設計取合いの明確化

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。規制庁アリタです。それではただいまより、三菱原子燃料ー第7次設工認の面談を始めます。
0:00:11	本日は令和3年2月22日までで申請があった三菱原子燃料を7次設工認申請についての面談で3月19日に予定しております審査会合資料のドラフト版ということで本日の面談資料としてもらっておりまして、
0:00:34	本日もらってる資料としては、
0:00:39	6つ資料としてもらっていると認識しております。
0:00:56	一つ目
0:01:03	として、三菱原子燃料の文書番号でMSR-21-016とついている
0:01:13	資料で新規基準に係る設計及び工事の計画認可申請(7次申請)ということで、申請の概要のパワーポイントを持っております。
0:01:26	二つ目は、MSR-21-017 臨界評価についての評価方針と設工認上の記載に関する整理
0:01:37	三つ目、MSR-21-018、7次設工認申請における新規案件の抽出、四つ目がMSR-21-19番ですが、
0:01:52	事業許可に基づく設工認申請の整理表、五つ目がMSR-21-20。
0:01:59	7次申請建物先行申請との比較、六つ目、MSR-21-021、7次申請 申請書
0:02:11	設備機器と建物構築物が混在する場合における設備側と建物側の設計取合いの明確化、があるということで、本日の面談資料としていただいたと思います。この認識でよろしいでしょうか。
0:02:29	はい。
0:02:30	三菱原子燃料クサマです。資料確認しました、その通りです。
0:02:50	規制庁アリタです。これが審査会合のドラフト版ということで、
0:02:58	これを作って審査を進めてますので、まずこちらバランスベースは、
0:03:07	まずこちらからなんです、資料の内容は多岐にわたりますので、まず、こちらから
0:03:16	次の審査会合でどういった観点で議論を進めるかということに提示した上で、その中で、
0:03:26	そういったものの
0:03:30	回答について、どこに書いているのか、そういったものについて回答してもらう。
0:03:36	思います。
0:03:45	はい。

0:03:47	原子力規制庁ナガイです。今アリタから説明があった通りなんですけど、今日は審査会合前の面談ということですので、もう審査会合で議論すべき論点については審査会合で行いますので、
0:04:05	そのために7次申請でどういう申請をして今日の面談の資料にもありますけど、どういうのが初めての設計になるのかとか、そういう事実確認を行いますので、内容の議論とかですね、ここは補正してくださいとかそういう指示は、
0:04:24	行いませんので、それを審査会合で行いますので、そういう観点で
0:04:31	事実確認の場ということで議論を進めたいと思います。お願いします。
0:05:03	三菱原子燃料のクサマネです
0:05:06	今の点趣旨ご了解しました、こちらからザッとご説明した方がよろしいでしょうか。
0:05:17	いや、資料のほうはまた別途読みますんで、先ほどこっちから論点を示してもらった形にしたと思う。
0:05:33	三菱原子燃料のクサマだと承知しました。
0:06:15	すいません規制庁アリタです。まず審査会合の論点として一つ目なんですけど、今回側の分割申請の最後に申請になりますので、今回ちゃんと漏れがなく推定する中でそういった観点についてのことになります。
0:06:34	一つ目としてはまず、申請時全体通じて申請されるべき建物構築物すべて申請されている。
0:06:43	そういったものを
0:06:45	が論点になっております。
0:06:51	これについて今回もらってる資料の中で、資料は、
0:06:57	いいとかそういうのがありますでしょうか。
0:07:05	はい。
0:07:07	三菱原子燃料のクサマです。
0:07:11	第7次の設工認申請書をお出しした際に、お出ししましたMSR21のドキュメントでね、先ほどのアリタさんご紹介ですと5番目の資料ですね、こちらがアリタさんのご質問に対する回答しないって資料になります。
0:07:31	以上です。
0:07:33	規制庁アリタです、これはまず一つ目の論点についての拝聴ということになります。
0:07:45	この19番の資料で1個を
0:07:51	もらっている19番の資料2ページ目とかで何か例えば、
0:07:57	4次申請がこの中で数字の3とかポンプの取水サンプルなんです。
0:08:08	はい。

0:08:11	MNFの山川です。こちら今、お示しているこの19番の資料というのは従来設工認のCTデータの中で、ある意味適用という形でお示してたものになりますので、これ自体は7次申請そのものにも、
0:08:29	この倫理的表が添付されていると。で、この表の見方としましては、縦軸が事業許可でお約束した新設駅、
0:08:40	回答の機器、建物を含めて載せてあります。
0:08:44	それらがどの申請会議で申請されたかというところを丸印。それとちょっと今回わかりやすくするために色分けで
0:08:55	150してございますので、ただいま御質問がありましたこの短とかいう数字はですね、準備工事で何をやるかっていう形で、従来から述べてるもので、
0:09:07	それを示してるものになります。
0:09:11	以上です。
0:09:16	規制庁アリタです。準備工事の種類とかデータとか申請書本文にあったルールをどれが
0:09:28	はい。
0:09:30	ありがとうございます。
0:09:33	アキノ
0:09:34	これについてはですね、今理解しておるんですね。
0:09:40	これ、審査会合ではこの申請書本文見ればわかるのですが、これまではこのカミのみデでできちゃうんで、そこはちょっと体裁は整えるようお願いします。
0:09:55	原子力規制庁ナガイです。最後にですね審査会合にこういう細かい資料をどこまで載せるかって時間もありますので、多分載せないで審査を審査の中で確認していくというような
0:10:12	進め方にしたいと思いますので、基本のパワーポイントだけということで、そういう資料で管理してるっていう内容の
0:10:24	ものがパワーポイントの中のどこにどっかにどこに書いてありますか、何ページを見れば書いてありますか。
0:10:40	ということを最後に一括してきますので、これだけでなく、探しといてください。お願いします。基本はですね、今日は事実確認等で内容を1個1個についてどうこうというのは、
0:10:56	まだ確認してないし、これから確認していくんですけど、この累積表は、第5次第6次までにもずっと続いていたものなので、特段新しいものがなければ何か議論の余地はないと思います。ただやっぱもう最終になりますのでもう一度、

0:11:15	今言った準備工事の数字であるとか、丸印申請開示が間違えないかっていうことは、今後のね、審査の中で管理するし皆さんの方でも精度を上げていくということで、なと思いますので、
0:11:32	今日はコメントしませんしながら確認してないんですけど、そういうことで、
0:11:39	対応してくださいですので、パワーポイントの定時制については後でちょっと説明してください。
0:11:46	私の場合ですとかに何かこの資料で、
0:11:50	あります。特に図イ建が低い。
0:11:54	よければ次に行きたいと思います。
0:12:36	ちょっと今示してもらって 19 号の資料で聞きたいのがあって、
0:12:42	申請すべき建物構築物設備機器が全部出てるっていうことで、
0:12:50	許可の安全機能番号一覧を運用することによって、新設とか改造とか、適合性確認するものはこれで網羅されると思うんですけど。
0:13:02	撤去するものについて許可の一覧で見た覚えはなくてこれを
0:13:07	こうしたものについてもおれば、なぜこういうふうに管理されるという
0:13:30	三菱原子燃料の山川です。ただいまご指摘ありました撤去機器がどのように管理されてるかというところですけども、この本資料ってかなり厚くなってございますけれども、一番後ろのほうにですね。
0:13:45	何ページ。
0:13:50	7 ページ。
0:13:52	72 ページ以降がですね、これまでに撤去申請したものを全部述べであると。
0:13:59	いうことで、1 横断的領域についても網羅的にお示しているという資料になってございます。
0:14:12	すみませんアリタですけど、今回の撤去対象設備が、72 ページで一覧表になっているというのは、これはわかりませんが、
0:14:26	問題は、この一覧表に、
0:14:28	何か漏れとかがないのかなっていう話で、
0:14:33	そこの前の番号付きのやつは許可でちゃんと番号を振って整理されているので、それを全部書かれていけば問題はないでしょうけど、結局は設置許可の段階でそういう整理をされてなかったと思うんで、そういったものはちゃんと漏れなく今回の
0:14:50	でもにも記載されて活動方針を書かれてるかっていうの管理をどういうふうになっているのかなということで、
0:15:03	はい。

0:15:14	三菱原子燃料ヤマカワです。結局機器につきましては事業許可の中では網羅的に全部を占めてるわけではないんですけども、
0:15:24	これまでの1次から6次。
0:15:27	の設工認の分割申請、今回も同じでありますけれども、これらを通じて、こんな機会の安全設計の中で不要になった設備で、
0:15:37	ろ過を。
0:15:39	一応個別にこれまで撤去してきたと聞いてきた。
0:15:43	いうところで、これまで申請したやつを含めてここに盛り込んでると。
0:15:48	そういうものでございます。
0:15:53	規制庁のアリタですけども、
0:15:58	許可で示したその安全機能番号一覧の設備、それぞれ申請するにあたっては、いらぬものを順番にピックアップして
0:16:09	今回取りまとめしております、そういう形でよろしいですか。
0:16:16	MNFヤマカワです。その通りでございます。
0:16:28	規制庁アリタですね、情報の
0:16:32	15分はこれで終わりにいたしました。
0:16:37	地域も二つ目の論点としてあるんですが、次、
0:16:46	一つ目ですが、次は
0:16:49	加工施設全体が事業許可申請書に記載された基本的設計方針に基づいているものであり、技術基準規則への要望のチェックはこれらの適用をバックAだとそういう申請されていると。
0:17:05	そういった点を
0:17:08	これから3つというの来ますと、これらについて整理していると、オーバーシュートというところになります。
0:17:28	三菱原子燃料のヤマカワでございますので、ただいまの御質問なんですけれども、
0:17:37	はい。
0:17:38	先ほど示しましたMNFR-2、11-19という資料ですね、これ前半部分が、いわゆる事業許可で約束した機器、いわゆる安全機能一覧の機器が参事聞いてられたかと。
0:17:54	いうところを、
0:17:57	7、
0:17:58	ページのところまでお示ししてございます。
0:18:00	そのあとに79ページ以降、
0:18:04	2年生と

0:18:06	申請対象の各機器が有すべき安全機能。
0:18:10	それを整理したものをつけてございます。これは従来の設工認申請において星取表としてたものでございますけれども、各機器が各条項のどの
0:18:25	ところに該当するのか。
0:18:28	あと設計番号とともに50名してますんでドの設計番号に該当するのか。
0:18:34	いうところをマル印をつけて識別してるというものでございます。これも別に今回新たに全部作り直すというものではございませんけれども、
0:18:46	これまで1から6次で制定したもの、今回申請したものと、それを統括的に束ねまして、各安全機能が
0:18:57	どの辺正解で編成されたかということもわかるように色分けをして、
0:19:03	押し目整理したものでございます。以上です。
0:19:07	はい。
0:19:09	規制庁有田です。
0:19:13	許可で示したものを
0:19:18	79ページ以降の表で各施設毎にどの条文が該当するというのがあるのですが、
0:19:27	これ、この情報の縦軸を見ていくと、例えば書くように、
0:19:32	そのマルバツについてのわかっているんで、これを見てからはその技術基準の情報についても、
0:19:38	もれなくチェックをできるように、
0:19:41	全体として技術基準規則に適合するように申請はなされているということをごこの表で読むということによろしいですか。
0:19:56	MNFヤマカワです。その通りです。
0:20:30	以上です。
0:21:51	すみません、規制庁アリタです。この今の19番の資料の表で、
0:21:59	その技術基準の情報については適合
0:22:04	性を説明されてるとのことなんですが、
0:22:08	一応この表を見るとですね、
0:22:12	技術基準の条項を各号までで整理していると思うんですよ。
0:22:21	全部公開の場で消防第7次になっているんですけど、実際求めにあたって、当然ここより下のための方とか、いろいろ後がその辺のやつも含めて、該当するものも該当するのかもしれない場合とするなどの設備その
0:22:38	基準の担保させてるのか、これも含めて整理して条件を考慮し、
0:22:44	はい。
0:22:49	MNFのヤマカワです。そのとおりです。各技術基準との

0:22:56	適合点についてはこちらのほうで全部もらった原因を整理しているというものでございます。
0:23:05	規制庁有田です。
0:23:09	それ踏まえてで1点質問を今回新たに出てきた放射線管理施設ってのはあると思うんですけど。
0:23:25	そのホームページの下の技術基準規則の放射線管理 55。
0:23:31	放射線管理施設の情報なんですけどそこを見ると、
0:23:35	うちの中で第1号、第2号第3号あってそのうち第2号として
0:23:42	排水口に、これに近傍する場所における排水中の放射性物質の濃度を確認するっていう情報があって、
0:23:55	この条項に当たる。
0:23:58	今回、放射性ん。
0:24:00	申請されている放射線管理施設の中には、この情報に当たるものってないと思います。
0:24:08	で、
0:24:09	その一覧を見てもこの事業9状態事業にあたるCT/強度を発揮し、ぜひされてやって、
0:24:19	本ページでしょう。
0:24:59	原子力規制庁の永井です。或いは時間幅をしたら後回し指定先に進めたいと思うんですけど。
0:25:08	それは回答できないので、ただいただきました。
0:25:14	あ、すみません、三菱原子燃料の小川と申します。とこういったペアと管理施設の第2号にあたる部分については、配布員の測定になるんですが、これは、
0:25:28	保護者でこちらの特定装置による/kgによる測定で行っているもので設計版はございません。
0:25:43	規制庁アリタです。こういうようなソフト対応ということで
0:25:50	見ているもんなので、今回は出てきてきてないと。
0:25:55	今回の設工認ではでてきてない。
0:25:59	こっちなところによる
0:26:04	一方、
0:26:06	三菱原子燃料の小川と申します。と、ともに大丈夫でございます。
0:26:30	はい。
0:26:34	すいません、規制庁有田ですけど、ちょっと三つ目の運転についても説明したいと思います。

0:26:42	三つの論点として何ですか、これはですね。
0:26:46	先方申請して認可された設工認がある場合に、その設工認と今回の申請と設計上の不整合がない、そういったものを三つ目の6ページになります。
0:27:02	こういった件について何か説明されてる話でしょうか。
0:27:47	ただいまの質問、ちょっと後程御回答いたします。
0:28:18	すみません、規制庁の上原です。今の件に関してですね、ちょっと実は二、三日前に班内で我々ミーティング開いたときに、ちょっと疑問が生じたので、
0:28:32	ちょっと後でここで確認したいと思うんですが、屋外消火栓のから2列
0:28:39	今回の防火水槽が申請になってるんですが、
0:28:44	屋外消火栓これまで各建屋のほうで、そこまで入ってたということで、
0:28:50	防火水槽だけが申請なんですけど、議論としてはですね、屋外消火栓との役割は何を防火水槽から屋外消火栓の配管、
0:29:04	それからその水もですね通常地盤線になってなきゃいけないのかなと思ってまして、常設型のポンプと変わらないのかなと。
0:29:12	この辺はちょっと疑問なんですけど。
0:29:15	これもすぐには答えられないのであれば、少し整理しておいていただきたいと思うんですよ。それと噴火地での考え方とそれから取り合いたんですね。
0:29:26	というのはちょっとわからなかったんで。
0:29:28	事例としてちょっとあの確認いただきたいと思うんですけど。
0:30:13	三菱原子燃料クサマです。今のウエハラ場の御質問については確認して開局いたします。
0:30:25	はい、以上でお願いいたします。
0:30:30	はい。
0:30:31	あと今の回答は後日お願いします。
0:30:36	はい。
0:30:59	回答をお願いします。
0:31:19	一方、
0:31:21	MNFのヤマカワでございます。ちょっと先ほども御質問で、
0:31:26	要は変更申請
0:31:28	その間違いはどっかに
0:31:31	されてるのかというところでございますけれども、これまでも設工認申請において、当該より前でやった設計等、当該の設計で矛盾が生じてないかというところは詰めているところでございますので、今回7次申請におきましても、
0:31:48	1から6次の設計と7次で不整合がないかというところは、個別に設工認申請書の中に記載してございますので、1例ですけれども、

0:32:04	結構似て書の
0:32:08	3003ページ
0:32:10	ちょっと画面のほうに移っていただきますけれども、
0:32:14	はい。
0:32:20	例えばタンクローリの経路。
0:32:23	については変更申請と
0:32:25	異なるけれども、事業許可の要求事項がきちんと満足してますというところは個別にお示しているというところでございます。
0:32:35	回答は以上となります。
0:32:43	想定。
0:32:52	ね。
0:32:54	先行審査の見直しをすると。
0:32:59	はい。
0:33:01	規制庁有田です。先方申請との整合性については、No.一番とか一般の求めているのでは合併をもう1件御説明した中で別にして整理してもやっば
0:33:16	記載していると予測ですね。
0:33:22	はい。
0:33:23	MNFヤマカワでございます。その通りでございます。別途事業許可との変更点というものにつきましては、申請書の中で、許可との変更点リストと言う形で一括してお示してございますけれども、
0:33:39	変更のポイントの違いについては、ちょっと個別に適合説明書とか添付説明書の中で御説明しているというところでございます。以上です。
0:34:39	規制庁オザワですけれども、今までの整理というところは、
0:34:49	理解してる場所なんですけれども、今回これ最後なので、今までにこういうものはどれぐらいあったのかっていうところを含めて整理して示していただきたいと考えているんですけれども、どうでしょうか。
0:35:08	はい。
0:35:09	MNFのヤマカワでございます。ご指摘はわかりました。ちょっと今細かい数までは今カウントしてないので、改めて整理して御説明するというところでよろしいでしょうか。
0:35:23	はいこの点はそれで結構です。まず最終的に7次で最後クローズするので、今までで、そういう変更があったところもきちんと確認できているっていう前提で認可してるんでそれは当たり前なんですけれども、

0:35:41	きちんとその最終的に今一度最後のところで確認するという意味での整理をした上で提示していただいて我々それを確認するというやり方にしたいと思っています。よろしくをお願いします。
0:35:57	MNFヤマカワでございます。承知いたしました。ただいまご指摘いただいたやつの説明っていうのは、審査会合への資料今PowerPoint出てきてございますけれども、その中にちょっとをつけたほうがよろしいのでしょうか。
0:36:13	それとも、今後審査が始まって面談の中で御確認いただくという位置付けなのか。
0:36:19	どちらでしょうか。
0:36:21	規制庁オザワですけれども、
0:36:29	多分今一つ一つ我々が今アリタの方から聞いている内容というのは、我々の審査書で確認させていただければわかる通り、最後の申請で確認しますよとうたっていることを一つ一つ今ちょっと確認しているところでございます。
0:36:46	で、その点については、最後、こちら事業者の方ですね、きちんと最終的に全体として問題なかったっていうことを説明する、していただく必要があるし、我々も確認するつもりですよっていうところを、審査書の中で意思表示しているものなので、
0:37:03	いずれにしても説明していただく必要があるものだと考えていますん。
0:37:11	審査会合においてもですねパワポの中にですね、今後示されるエッセンスっていうかそういう形で報告を全体をこう示していただくと、またボリュームがありますので、
0:37:27	一部を抜粋するような形でこういう形で管理してます、でこれからこれを確認していただきますというような
0:37:37	説明の仕方もあるんじゃないかなとは思んですけども、どうでしょうか。
0:37:44	はい。
0:37:45	MNFのヤマカワでございますが、承知いたしました。審査書の中で、規制庁さんがどういうポイントで審査してるかっていうのを我々も読み込んでおりますので、今ご指摘いただいている三つの
0:38:01	点ですね、全て対象機器が申請されてされているか、それらの安全機能もれなく刈り取っている。
0:38:08	三つ目の観点として先行の設工認と、不整合がないかというところがポイントとして決められてるのはこちら承知してございますので、今小澤さんの方から御指摘あったように用いた会合の資料におきましては、ちょっと要点を絞ってですね。
0:38:26	御説明手でそのものを用いた中で詳細については確認いただく。
0:38:32	いうところで対応して参りたいと考えてございます。以上です。

0:38:37	規制庁が小澤です。その方向でいいかと思imasuのでご検討いただければと思います。今三つ挙げられたところの真ん中の点なんですけれども、二つ目のについては、
0:38:52	技術基準の適合のみならず事業許可での基本方針の確認というのも、今まで、その一覧表にさせていただいて確認しているところでございますので、そのところの説明も付け加えていただきたいというところと、
0:39:08	最終的には加工施設全体としての事業許可を踏まえているというところと、技術基準の適合に沿っているというところと、
0:39:19	もうですね我々の審査書に対応するような形で指令と説明していただくようお願いしたいと説明していただきたいと思っていますので、検討いただければと思います。
0:39:35	MNFの山川です。承知いたしました。
0:39:44	そういうところですけど、実際に持っている計算書もあろうかと思うです。
0:40:05	はい、原子力規制庁の永井です。もう1点ですね、確認させていただきたいんですけど、今日の面談資料ですと、
0:40:16	面談資料とか、どういう視点で確認をするかっていうと、審査を進める上で、すでに6次申請まで認可を受けていて、そう中でいろいろ説明は、
0:40:32	適合性の説明と猛暑設計の手法であるとかの解析コードですねそういうものがいろいろ使われてたんですけど、今回7次申請で新たに何か申請をするもの。
0:40:47	というのがあるかどうかというふうに観点で確認したところをしているんですけども、本日の面談資料のMSR-20-020
0:41:03	番ですね、ここで建物で、先行申請との比較した表も示されていますので、基本的には同様な設計ということのようなんですけども、
0:41:21	どこかな。
0:41:29	ここはまずですね20番の建物関係が申請されています。それでもう一つですね、設備関係の
0:41:44	取り合いですね。
0:41:50	あれ、設備関係というのは、
0:41:53	何か新たな
0:41:57	設計が適用されてるとかっていうのは、
0:42:02	説明をしているんでしょうか。
0:42:10	MNFのヤマカワでございます。本日ですね、お示ししてる補助資料として、MSR-21-18番というものに
0:42:20	ちょっと建物と設定両方含めて、

0:42:24	7次申請における新規案件の抽出という形で提示してございます。
0:42:30	この中身をざっと御説明いたしますと、
0:42:34	当初の設工認は許可を受けまして7分割の申請になってございます。
0:42:43	で、各申請における安全設計については、設計番号を付与してはるんですけども、
0:42:52	それを1次から7次で比較するような形で、その後に整理表ちという形でおつけしてございます。
0:42:59	表の見方としては、同じ事業の設計番号は同じ設計を示しますよと。
0:43:05	そういう意味合いで提示してございます。
0:43:08	これにつきましては結構についてその方にも、3ページ。
0:43:13	ございます。
0:43:14	で、今回、この中で整理したのは、
0:43:18	7次申請で初めて出てくる設計なんですかと。
0:43:23	いうところは見たときに、従来だから設計番号は出てこない7次申請で初めて番号が振られたもの。
0:43:32	こちらについては新規の。
0:43:34	安全設計という形で整理してございます。
0:43:38	これ全体見渡しますと建物関係でいきますと、
0:43:43	件数としては4件。
0:43:46	設備関係でいきますと、46件の新しい設計番号が振られたと。
0:43:51	ということで、これが新たなげということできてございます。
0:43:56	正しい
0:43:58	従来の同様な設備類の設定が出てきて、かなり似通った設計番号も
0:44:05	中には含まれているというものでございます。例えば
0:44:09	火災爆発において水素爆発を防止する設計っていうのは、6次申請の中でも出てくるんですけども、
0:44:16	今回7次申請において、固体廃棄物の処理の中で、
0:44:21	焼却炉の助燃剤として灯油を使う。
0:44:26	いうところでは取り扱う油が違うということで設計番号を分けて記載してございます。このため新たな設計番号と
0:44:35	いう形でピンクでお示してはるんですけども、基本的な考え方は水素爆発と一緒にですんで。
0:44:43	番号自体はちょっと新しくなっているが。
0:44:45	内容的には似通ってるもので
0:44:48	ございます。

0:44:50	いや、本当にその7次の中で、
0:44:53	これまでの1から6次と何が違うのか
0:44:56	いうところですけどもトピック的に言いますと、
0:44:59	今回7次申請におきまして、放射線管理施設をまとめて申請がございますので、放射線管理施設については、従前からあるものですけども、
0:45:12	新規基準において、基準規格の段階で、例えばモニタリングポストのデータの伝送系、こちらについては多様性を要求されている。
0:45:24	いうところがございます。
0:45:26	それは事業許可でも、
0:45:29	考え方を示して今回設工認においても、その多様性に関するところ、これは従来なかったものですから、これを新たな設計番号で
0:45:41	5付与しまして今回御説明すると。
0:45:44	いうところになってございます。
0:45:47	よくなります。
0:45:50	原子力規制庁ナガイです。ありがとうございました。ちょっと私のほうでも建物が後ろに資料あったんで見てはいたんですけども、ちょっと見つかりませんでした。それで今の説明の中で、ちょっとこれも念のため確認なんですけど。
0:46:08	新たな設計が建物で4件、それから設備で46件っていうのは、これ新たに申請されている施設安全機能番号を持った施設が建物で4、4建物設備として設備機器として46ということで、
0:46:26	まず、そういうことでよろしいですか。
0:46:31	ここMNFヤマカワでちょっとそんで説明がまずかったかと思うんですけども、
0:46:37	今私が御説明しました4件とか46件っていうのは、
0:46:42	新しい安全設計の番号になります。
0:46:46	設計番号やってくれました建物でいきますと、
0:46:49	設備関係でいくと、設計番号が46件新しいのが出てきましたというところで、必ずしも建屋の管理ですとか、設備の数を示すものではございません。
0:47:01	で、系統ですね。
0:47:03	今回の資料十八番の後半に
0:47:10	これを受けてる資料があるんですけど、今日の
0:47:15	3ページ。
0:47:16	この3とか4以降ですね。
0:47:19	じゃあその新しい
0:47:22	設計番号がどの日に該当しますかと。

0:47:26	いうところを一応網羅的にお示してるものでございます。
0:47:30	例えば表 3 でいきますと、
0:47:35	縦軸に設備名が書いてございます。
0:47:38	で、この中で、
0:47:40	ピンク色で塗ってある部分、
0:47:44	排水貯留池ですとか、防火水槽と。
0:47:47	それと、可搬消防ポンプ、
0:47:50	これは新しい設計番号が付与された機器ですよと。
0:47:54	ということで、ピンクでお示してございます。
0:47:57	横にちょっと点線で示してますけれども、
0:48:01	点々をたどっていくと、新しい設計番号と該当するところ
0:48:05	に、
0:48:07	○印がついて色つけてある。
0:48:10	この色分けしたところが新しい設計はもうに該当するもので、Cというところで整理でございます。
0:48:17	以上です。
0:48:19	原子力規制庁の永井です。ありがとうございました。これをこの資料の作り込みの方法はよくわかりましたで合わせて先ほど先送り下に 2 点の 1 点ですね、多くは消火栓からの
0:48:35	だから僕は来ました防火水槽から屋外消火栓についても、設計番号が付与されているということで、新たな申請範囲に含むということはわかりましたので。今日の時点で、これも参考にしながらまた申請書は、
0:48:54	我々のほうでも見て、
0:48:57	だってですか。所審査会合での論点になるようなことはあればまた確認しますし、論点として確認した上で個別の詳細な設計については、その後の審査の中で、面談で、
0:49:14	確認していくことになると思いますけれども、皆さんの書類の作り込みとか考え方については、今の説明でも私のほうではよく理解できました。誰かあれば、
0:49:27	この点についても、
0:49:33	すみません、規制庁タナベですけど、ちょっとすみません、簡単な確認なんですけど、今回、ピンクのやつが新規で、灰色の濃い塗り潰しの箇所は、これは該当しないもの、許可で話が終わっているものは、
0:49:52	濃い灰色で塗り潰しているっていう、そういう資料という理解でよろしいでしょうか。

0:50:08	MNFヤマカワでございます。ただいまの御質問の件ですけれども、それと表が3-1。
0:50:13	濃いグレーは
0:50:15	本加工施設では該当しないという、そういう条項
0:50:19	それと、うすいグレイで整理しているものは、
0:50:22	設工認の技術基準の各施設の技術基準ですね。
0:50:27	ここで変更とか追加されている項目というところでお示してございます。これ従来から1次から6次でも同様の形で星取表のほうは、
0:50:39	ページでございますので、そういう御理解でよろしいかと思えます。以上です。
0:50:45	規制庁タナベです。すいません8ページ目にあったものをちょっと確認できて及び申し訳ございませんでした。はい。
0:50:52	その内容を承知いたしました。ありがとうございます。
0:50:56	はい。
0:51:03	規制庁アリタです。
0:51:08	審査会合での論点についてはですね、分けたようなことになります。
0:51:19	はい、原子力規制庁の永井です。6ページになるか後でうちの中で確認しますけれども、もう、先ほどのアリタからの放射線管理施設の技術基準規則の
0:51:35	要求事項のところ、ちょうどここにあったんで、少し確認したいと思うんですけども、今の資料ですねMSR21-18の
0:51:50	これ
0:51:52	廃棄施設のところに三つ以上とかで、3ページの20条のところには、ちょうど設計番号20.1のK1のところ
0:52:08	貯水地で放射性物質の動作確認した後、排水口から専用配水管により海洋へ放出するっていうそういう設計が建のほうについているので、
0:52:25	さっきアリタのほうで確認したのは放射線管理施設としてこれを検知するための設備としてこういうことをするっていうのはまた部をポイントからも読めるんですけど、
0:52:39	放射線管理施設のほうで、そういう検知するための施設がどういうふう
0:52:50	ありますかっていう確認ですそうすると7
0:52:55	こちら、
0:52:57	6ページですかね、6ページの19条の放射線管理施設だから見ていくと、今、ヤマカワさんから御説明であったようなモニタリングポストの伝送系とかはあるんですけど、それ以外のが記載されていないという

0:53:15	確認でしたので、多分認識がされているんですけどその辺の整理の仕方とかですね、基本的には技術基準の要求事項の中には安全機能を有する施設は、こういうふうな設計しなきゃならないっていうことで、
0:53:31	許可でも、安全機能を有する施設として、今日さっき網羅的な確認の中で923番までありますけれどもそれ以外にも工場等にはこういうものを設置しなければならぬという
0:53:46	ところに対しては要求事項があるものについては、それ、それに対応する許可を踏まえたような設計仕様が関連するところに記載があるかっていうのはこれからのシーイーシーさんの中で見ていきますし、
0:54:03	これまで出てきたものについてはほぼ大体どこにあるっていうのは我々のほうでも認識してるんですけど、これ新しく出てきたものについてはどういう考え方でどこに記載してその適用性をどういうふうに説明しているのかっていうのは、
0:54:19	多分今後の審査の中で見ていくことにはなろうかと思しますのでいずれにしてもこういう、この資料の通り事業者として整理しているっていうのは非常によくわかりましたのでというのも参考にしながら、
0:54:34	進めていくことになるんじゃ、審査を進めていくことになったとは思ってます。
0:54:40	今日の時点では事実確認ということではこういうことで確認をさせていただきました。
0:54:49	それと、
0:54:50	それからですね原子力規制庁の永井です。それともう1点確認したい点がありまして、MSR21-17というもので、これは先行申請のあるいわゆる臨界の複数領域の
0:55:07	Cになりますので、これは前回までは、いわゆる建物の壁で臨界の領域を覆う区別するという。
0:55:19	ところは建物が出た時点で申請しているんですけども、そうでないいわゆる一部開口部があるものであるとか、距離で設計するっていう資料がこれ申請書の中にも、
0:55:35	設定添付の説明書はついておりますけれども、この辺についても、こういうのを参考にしながらですね、今後見ていくことになるんじゃないかと思っておりますけれども、何か前回の第6次の申請の最後にですね。
0:55:53	許認可のものと独自で認可を受けるものと、今後認可を受けるものというマトリックスの表は付けていただいていたんですが、今回の申請で時の説明からの変更点とか、あとは
0:56:09	何か変更箇所があれば説明していただけますでしょうか。
0:56:22	MNFのヤマカワでございます。でお示したところからの変更点はございません。

0:56:31	これまで一次から6次時臨界関係ご説明してますし、7次でも、
0:56:38	臨界関係の説明は、施設の中に来られてるんですけども、ちょっと個別にかえて全体像がわかりにくいのかなというところで、今回改めてちょっと補助資料という形で整理したというところがございます。これまでの事例と変わるところはございません。
0:56:54	はい、現状でございます。はい、原子力規制庁の永井です。わかりました。
0:56:59	お出しいただいた資料で
0:57:03	あともう一つ今さっき最初に私のほうで口火を切ったんですけど、特に中身確認してなかったMR21の20番っていう資料ですね、これは建物で先行申請との比較。
0:57:18	についていろいろを記載しているんですけども、
0:57:23	これはこの資料で何を説明したいのかっていうと、右側に一言書いてあるんですが、どうこれから審査していくんですけど、その際の参考にさせていただきたいと思うんですが、
0:57:41	何か
0:57:42	違いがあるとすれば、どういうところが今回違うんですか。
0:57:49	消火っていう点について、
0:57:53	ポイントを説明していただけますでしょうか。
0:58:10	アリタ、ウエハラさん、シリンダ置場って、
0:58:14	建物じゃない建物内あおぞら、シリンダ置場というものをこれ申請それから向けと建物ないんだろう。
0:58:29	今とウイイやだからさMNFの中島です。特にどこというよりも、これはそう、今回申請する建物二つ劣化天然ウラン倉庫と第3核燃料倉庫があるんですが、
0:58:44	過去の申請と相違がほとんどないということを確認言っていたいただいたような鉄筋コンクリート造の建物であって、
0:58:54	各設計番号毎に違いがあるところについて、一番右側に行きましてちょっと、
0:59:03	今までも6回申請して、今回7回目ですので、この辺わかりやすく整理したというだけのものがございます。
0:59:19	原子力規制庁の永井です。わかりました。2点、一つ質問させてください。1点目は第3核燃料倉庫なんですけれども、今審査を始めてたところですね、核燃料倉庫と言ってるんですが、
0:59:35	第1種管理区域で負圧で気排系も設置されておりますけれども、ここではどんな作業をどこでどんな作業をするのかっていうのは、
0:59:51	これから審査する上でのちょっと参考にさせていただきたいんで、説明していただけますでしょうか。1点目です。

1:00:12	はい。
1:00:13	三菱原子燃料のクサマです。第3核燃料倉庫ですが、基本は東海工場内の膜ウラン粉末ですね、いやあと燃料棒なんかを貯蔵する建屋ですね。ここでですねいわゆる工場外にウランを運び出す
1:00:30	当社もございまして、そういうときに粉末を容器の移し替えるとかいったようにやってまして、廃棄設備なんかを設置しておりますので、あと第1種管理区域の負圧の維持という意味でも
1:00:47	廃棄設備を設けております。以上です。
1:00:51	はい。原子力規制庁ナガイです。わかりました。そうすると、この第3核燃料倉庫では非密封の核燃料をウラン粉末是正を取り扱うという設備についても、その中に申請が
1:01:08	幾つかあって、そういう作業を行うっていうことで、これから見ていく上で、ちょっと参考にお伺いしました。それからですね、もう1点があるんですけど、この表には載ってないんですが、今回の申請の中に空シリンダー置場は、
1:01:28	言えがいいんですかね。ちょっと今名前が出てきてないんですけど、空シリンダー置き場ですね、これは安全機能を有する施設として、建物を開くといえ方がいいのか。
1:01:43	がありますけれども、この温設計っていうのは、どう設計とか安全機能を求められる安全機能っていうのはどうなってるんですかね。基本的には今日パーに基づいて設計するんでしょうけれども、
1:01:59	ちょっと今までとは違うんですけども、何か新しい設計であるとか、どういうその安全
1:02:08	機能としても書かせているのかっていうのはちょっと簡単に
1:02:12	説明していただきましょうか、もしくは申請書の中のパワーポイントでここに書いてありますっていうのがあれば、そういうのもあわせて説明していただけますでしょうか。
1:02:46	三菱原子燃料はナカジマです。空シリンダー置き場、これはコンクリートの土間を打ったところからのシリンダーを保管しておくというだけのものでこれ屋外で、
1:03:01	このシリンダー置き場の周りにはフェンスで囲われていて、入口に扉をつけてそこで入退域の管理をしますというのはこのところ、この空シリンダー置き場が第2種管理区域
1:03:19	として扱われて屋外なんですけども管理区域として、扱われておりますので、人が侵入できないように鍵をかけてますというもので、多くない家屋ないかということが、

1:03:34	今まで建物で第二種管理区域の建物となったんですけども、空シリンダ置き場が違うのは屋外であるということで、あと建物の場合だと、壁で人の侵入防止していた。
1:03:51	管理区域として境界を設けていたものがフェンスで仕切られている、ここが違いです、考え方としては違いはないと我々は思っております。以上です。
1:04:04	原子力規制庁ナガイです。わかりましたいわゆる新しい設計番号とかですね、あればまたあのさ、先ほどのこの前の資料説明のあった資料も踏まえて、確認はできますけれども、今後の申請の参考っていいですかね。
1:04:22	させていただきたいと。
1:04:27	こういったんですけど、ちょっと気になったんですけども、空シリンダ置き場は屋根ないですよ、これ。
1:04:37	MNFナカジマです。屋根ございません。これ屋外です。
1:04:46	雨ざらしで保管するということですか。
1:04:56	MNFクサマです。アリタさんの御理解の通り空シリンダはいわゆる雨ざらしの状態です。ただ、ここで置いてます空シリンダというのですね今回7次で申請しますウラン回収設備
1:05:13	第四系列、ここでシリンダーの中のウランを全て取り除きまして、輸送規則を満足することを確認するシリンダーをここに置くことにしています。
1:05:28	すいませんアリタですけど、ちょっとこの先のうちの審査を外れる項目なんですけど、要は輸送規則に合致しているシリンダー、別に雨ざらしとかでそれで損傷したりとかいうことはないっていうそれなので別にフェンスで囲っているは確認したことです。
1:05:47	はい。
1:05:48	MNFのクサマです。アリタさんの御理解の通りですね。
1:05:56	アリタです。了解しました。
1:06:33	すみませんちょっとお待ちください。
1:07:09	原子力規制庁永井です。
1:07:15	今これまでのところで個別に何か追加のであれば、
1:07:20	審査の中には、
1:07:22	よろしいですか。はい。ただ原子力規制庁ナガイです。最終の申請ということですね、2点確認したいんですけども、
1:07:38	これまで先送りしていた検査関係なるんですけど、最終の性能検査って、
1:07:46	今、どんなことをやるということで、考えて、
1:07:53	いるのかっていうことと、申請書を見ればわかるんですけども、まず1点目はそこです。でもではちょっと後程しますけれども、

1:08:07	ちょっと説明していただけますでしょうか。
1:08:45	MNFヤマカワでございます。パワーポイントのほうにはちょっとっていう
1:08:50	
1:08:52	92 ページのところ簡単に書いてございますけれども、基本は、これまで出てきた。
1:09:01	建物なり設備機器これらの
1:09:07	検査がすべて完了しているということを改めて確認すると。
1:09:13	いうことで考えてございます。
1:09:16	例えば
1:09:18	例えば 7 次申請におきまして、非常用発電機と本体につきましては、認可されてございますけれども、非常用発電機から各設備機器にいく屋外配線については 7 次申請になっている。
1:09:38	というものにつきましては、
1:09:43	7 次で配線が終わった後に各必要な機器へ停電時に必要な電力を供給できるというところを含めて全体的な試験をやる。
1:09:54	いうことで考えてございます。
1:09:57	またあと 7 次申請の中で、
1:10:01	気体廃気処理設備等も出てございます。これについてはすべて設備ができ上がって気体廃気のファンをまわしたときに差圧が維持できるかと。
1:10:11	というようなところ、建家設備全部でき上がったところで、これらの試験を行うというように考えてございます。
1:10:20	以上です。はい、原子力規制庁の永井です。わかりました。ちょっと今日は検査部門の人間出てないので、またとか確認はしていきますけれども、
1:10:33	これまでの延長線上というか、今、今は皆さんを考えているということで何か新たな何か検査をすとか、そういうことは、所計画していないということでよろしいですか。
1:10:52	MNFのヤマカワでございます。その通りでございます。
1:10:55	はい。原子力規制庁ナガイです。ちょっと次の手を打つ前に今のパワーポイントの 92 ページでこれも検査関係なんですけど、(2)で実施方法の欄に何か使用前事業者検査の実施記録確認により行う。
1:11:13	というのは、これはどういう
1:11:16	ことを意味してるんでしょうか。
1:11:22	というのは、使用前事業者検査、
1:11:26	そのものが検査なんでその検査をさらに何か。
1:11:31	記録確認は、これは誰が。

1:11:35	実施することを意図して書いた文章があったでしょうか。
1:11:42	MNFヤマカワでございます。この記載の意味合いとしましては、設工認7回に分割してるんでございます。最終回が7次申請というところですけども、
1:11:56	最後の7次申請において性能試験を行う。
1:12:00	それと性能試験の個々の試験については1から6次で申請してございまして、その中で使用前事業者検査という形で検査はやられているところできちんと抜け落ちなくすべての検査がやられているということを含めて7次で、
1:12:19	検査という位置付けで確認すると。
1:12:23	という意味合いで過去の
1:12:25	記録を見まして確認しますよという表現を使ってございます。
1:12:30	以上です。はい。原子力規制庁ナガイです。これがいいとか悪いとかっていうのはちょっとうちのあれで所管も検査部門も入りますし、まだ審査会合前なので、また確認した上でですね。
1:12:45	論点になるかどうかを含めて、うちの方でも確認したいと思います。
1:12:51	最後の1点なんですけど、さっき小澤の方からもあったんですけど、最終の申請で加工施設全体としての許可を踏まえた設計といいますかねいわゆる福島事故の教訓、
1:13:07	を踏まえて新規制基準に適合する説明がありましたということで、全体を通して、全体として、いわゆる新規制基準対応の施設になりましたっていうことを品質管理の
1:13:23	今このパワーポイントにはありませんけれども、申請書のほうの
1:13:29	今日、品質保証計画書が本部の2349ページから続いていて、実際の活動については、添付の説明書の中に、
1:13:47	2680ページからですね、説明が
1:13:57	あって、具体的な活動が2720ページから記載があるんですが、そう言いますと、1個1個の設工認についてはこれ従来からの記載が2718ページからですね、概念設計だからこうあるんですけど、最終の
1:14:16	設工認の申請でそれ7次そのものに加えて、全体としてこうレビューするっていうのが、プロセスは皆さんの中でどういうふうに確認をしているのかちょっと説明をしていただけますでしょうか。
1:14:41	はい。
1:14:42	MNFヤマカワでございます。
1:14:45	ただいまのご質問っていうのは、
1:14:49	要は我々事業許可を受けて設工認申請して、具現化を図る。

1:14:57	いうことを行ってございますけれども、今回は7回に分割しているということで、
1:15:04	全体を通してですね、許可で約束したことを含めて満足していると。
1:15:10	ということについては、本日の何でももとからああやってございますけれども、
1:15:16	全ての対象が申請されてますねと、すべての安全機能がちゃんと網羅されてますねと。
1:15:22	そういったところを通じてですね、許可の要求事項きちんと満足してると。
1:15:27	いうことを確認してるというところでございます。
1:15:30	以上です。はい。原子力規制庁の永井です。わかりました。そうすると、今日の面談資料の中で、今御説明あった通り、累積表であるとか安全機能一覧な内容を、皆さんの方でちゃんとレビューをして、
1:15:47	漏れがないということも確認した上で申請に至ってるという説明
1:15:54	であればですね、そういうのも踏まえて、審査の中で適宜確認をしていきたいと思っておりますけれども、今回7次ということで、これまでの分析も、
1:16:06	基本的に合ってるはずなんですけれども、もう一度この今回設計取り合いとかいろいろありますので、そういう中で、全体として我々のほうでも審査ますけど、皆さんがきちんと確認している状況を
1:16:23	合わせて審査の中でも確認していくことになっておりますが、
1:16:29	その際の参考にさせていただきます。
1:16:35	私のほうから以上です。
1:17:08	規制庁の上原です。先ほど質問しました屋外消火栓ポンプの周りの話は、
1:17:15	何か
1:17:17	整理できますでしょうか。
1:17:22	はい。
1:17:23	三菱原子燃料ナカジマでご指摘の通り屋外消火栓に通じてます防火水槽からの配管というか、送水するためのポンプは設置されております。
1:17:40	ちょっとその事業許可の安全機能一覧表にはこの辺明記されてないんで、どのように定義するかよく考えたいと思います。以上です。
1:17:52	規制庁ウエハラです。わかりました。
1:17:57	そのあと論点にはならないのかなと思うんですがよく整理して申請に反映いただきたいと思うんですけど。
1:18:07	原子力規制庁ナガイですけど、今後の面談でそういう不明な点審査を進めていけば、沢山あると思いますので、個目な点は今の点以外にも思いますので、特に新しい設計であるとかそういうものについては、

1:18:26	施設は審査ね各自するんですけど審査会合の論点については今日最初の冒頭の方でアリタからもう最初から論点をこれですとお伝えしたんですが、そうではなくて今日の面談も踏まえて申請書、それから、
1:18:43	パワーポイントの資料も確認した上で、論点とすべきかどうかは我々の方で判断して、審査会合で確認なり方針の確認しなければいけないと、
1:18:58	判断したときには論点となりますので、それ以外にも確認することは当然あると思いますので、現状の申請された状況とそれから今日の資料で確認させていただいたって趣旨
1:19:14	ですので、
1:19:17	今日の面談では事実確認ということで、
1:19:22	御理解いただければと思います。
1:19:25	はい。
1:19:29	三菱原子燃料の中島では。承知いたしました。
1:19:34	何か。
1:19:36	はい。
1:19:38	規制庁アリタです。
1:19:41	本日こちらからの事実確認は以上になりますので、別途事業者の方からコメントはこれで終了します。
1:19:55	三菱原子燃料クサマです。1点確認させてください。先ほど審査会合資料ということでPowerPointのマスキング版というお話がございましたが、それは今後の取り組みとしましては、今お出ししてる資料のマスキング版、
1:20:12	をお出しして、そのあとに、今回の面談を受けて資料を修正しますので合わせて、またこの資料についてのマスキング版を出すという二段階においてのみでよろしいでしょうか。規制庁アリタです。その認識で結構ですよ。
1:20:32	審査会合の資料じゃなく面談の資料ですので、面談資料のマスキング有り版無し版、面談を踏まえた審査会合資料のマスキング有り版、無し版、それぞれ出してもらおうということで、
1:20:47	お願いします。
1:20:51	MNF ヤマカワです承知しました。
1:20:56	規制庁アリタです。それでは、これで面談を終了したいと思います。お疲れ様でした。